

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療DX推進体制整備加算
- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科訪問診療料の注15に規定する基準
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第718号 徴収開始年月日：平成12年7月1日

金属	その他金属	上顎	下顎
01:白金		300,000	300,000
03:コバルト		100,000	100,000
04:チタン		200,000	200,000

（2025年3月3日時点）